

社会保険料(国民年金保険料)控除証明書を を送付します

国民年金保険料は、所得税及び住民税(市民税・県民税)の申告で全額が社会保険料控除の対象となります。

1月1日～12月31日に納付した国民年金保険料の額の証明書が日本年金機構から送付されます。

証明書には過去の年度分や追納された分も含まれます。また、家族(配偶者やお子さんな

ど)の負担すべき国民年金保険料も支払っている場合は、その分も合わせて控除が受けられます。

年末調整や確定申告をする際は、証明書の添付が必要ですので、たいせつに保管してください。



送付予定

- ①1月1日～9月30日の間に国民年金保険料を納付されたかた
→11月上旬
- ②10月1日～12月31日に初めて納付されたかた
→令和5年2月上旬

問合せ

ねんきん加入者ダイヤル

☎0570(003)004

※050から始まる電話からは

☎03(6630)2525

春日部年金事務所

☎048(737)7112(代表)

保険年金課国民年金担当

☎0480(92)1111 内線140・149

後期高齢者医療で受けられる「給付」のお知らせ

医療機関にかかるとき

被保険者証(保険証)を必ず提示してください。窓口での支払いは医療費などの1～3割です。

医療費全額を支払ったとき

次の場合、保険年金課に申請することで支払った費用の一部が払い戻されます。

- やむをえない事情で、保険証を持たずに受診したとき
- 医師が必要と認めた治療用装具(コルセットなど)を作ったとき
- 海外旅行中に受診したとき(※別途お問い合わせください。)

申請に必要なもの

被保険者証、預金通帳またはキャッシュカード、医師の証明書、領収書など

医療費が高額になったとき

1か月の医療費が高額になった場合は、自己負担限度額を超えた分を高額療養費として支給します。自己負担限度額は前年の所得によって決まります。

高額療養費に該当した場合、個別に通知しますので、登録申請書で振込口座をお知らせください。その後、自動的に口座に振り込まれます。

なお、所得区分によっては、限度額認定証または限度額適用・標準負担額減額認定証を医療機関に提示することで、同じ月、同じ医療機関での医療費などを自己負担限度額までに抑えることができます。

各証の交付には手続きが必要ですので、入院する場合などは、お問い合わせください。

▼計算方法



死亡したとき

葬祭を行ったかた(喪主)に葬祭費5万円が支給されます。

申請に必要なもの

- 葬祭を行った証明書類(会葬礼状、領収書など)
- 亡くなったかたの被保険者証
- 喪主の預金通帳またはキャッシュカード

なお、高額療養費などの返還にあたり、相続人代表の申し立てをしていただきます。

申請に必要なもの

- 相続人代表のかたの印鑑、預金通帳またはキャッシュカード

交通事故などにあったとき

交通事故など第三者(加害者)による行為でけがをした場合、「第三者行為による被害届」の手続きをすることで、後期高齢者医療で治療を受けられます。

この場合、後期高齢者医療で治療費を立て替え、後で加害者に請求することになります。

加害者から治療費を受け取った場合や示談を済ませた場合は、後期高齢者医療で治療が受けられなくなることがあります。

問合せ 保険年金課後期高齢者医療担当 ☎0480(92)1111 内線147・148